



第2期
様似町子ども・子育て支援事業計画



(案)

令和2年3月

様 似 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の策定体制	1
4. 計画の期間	1
5. 子ども・子育て支援新制度の概要	2
第2章 様似町の現状と将来推計	4
1. 人口等の状況	4
(1) 年齢三階層別人口の推移.....	4
(2) 年齢三階層別人口の推計.....	4
(3) 児童人口の推移.....	5
(4) 児童人口の推計.....	5
(5) 6歳未満人口の推移.....	6
(6) 6歳未満の子どものいる世帯状況.....	6
(7) 出生の状況（合計特殊出生率の推移）	7
(8) 出生数・出生率（人口千対）の推移.....	7
(9) 初妊婦の平均年齢の推移.....	8
2. 教育・保育施設の状況	8
3. 地域子ども・子育て支援事業の状況	9
4. 次世代育成支援行動計画での現状	10
5. アンケート調査からみた様似町の現状	10
(1) 調査の目的	10
(2) 子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）の概要	11
(3) 就学前児童調査の結果（概要）	11
(4) 小学生児童調査の結果（概要）	20
(5) アンケート結果から見える様似町の特徴と保護者のニーズ	23
第3章 計画の基本的事項	24
1. 基本目標の設定	24
2. 目標と実現のためにできること	24
3. 教育・保育の提供体制	25
4. 教育・保育の提供区域の設定	26
第4章 教育・保育施設の充実	27
1. 量の見込み・認定区分	27
2. 提供体制の確保と実施時期.....	27
(1) 1号認定（教育部分を利用希望）	27
(2) 2号認定（保育部分を利用希望）	28
(3) 3号認定（0歳、保育所・認定こども園（保育部分）を利用希望）	28
(4) 3号認定（1・2歳、保育所・認定こども園（保育部分）を利用希望）	29

第5章 地域子ども・子育て支援事業の充実	30
1. 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」	30
(1) 地域子育て支援拠点事業	30
(2) 妊婦健診事業	30
(3) 乳児家庭全戸訪問事業	31
(4) 養育支援訪問事業	31
(5) 一時預かり事業	31
(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	32
(7) 利用者支援事業	32
(8) 子育て短期支援事業	32
(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	33
(10) 時間外保育事業.....	33
(11) 病児・病後児保育事業.....	33
2. 次世代育成支援対策推進法に基づく事業	33
第6章 教育・保育の一体的提供の推進	35

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

様似町では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年4月～令和2年3月を第1期とした「様似町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

様似町の現状と課題、保護者の希望を踏まえ、すべての子どもたちにより良い環境を提供し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくことを目的として今後5年間の町の目指す姿を示すため第2期計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

「様似町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法第61条第1項」に基づき、様似町の子どもと子育て家庭を支援するため、今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。また、社会全体で子ども・子育て家庭を支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的確保・充実」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものであります。

策定にあたっては、子どもと子育て家庭に関するさまざまな分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、子ども・子育て支援法をはじめとし、「第8次様似町総合計画」を上位計画として取り組んだ施策等を踏まえ、整合性を図っています。

また、次世代育成支援対策推進法の施行期間が延長されたこともあり、次世代育成支援市町村行動計画の必要な事項を本計画に盛り込むこととします。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画の策定体制

「第2期様似町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、就学前児童及び小学生の保護者を対象として平成31年2月に、子育てに関するニーズ調査を実施しています。

4. 計画の期間

「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、国や道の施策の動向、社会経済情勢の変化状況、計画の進捗状況や点検・評価を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

5. 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度で目指すこと

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供できる仕組みづくり
- 都市部を中心とした待機児童の解消
- 子どもが減り続けている地域の保育・子育て支援
- 地域でいきいき子育てできる環境整備



ひとり一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現

子ども・子育て支援新制度は、子ども子育て支援法に基づく教育・保育施設給付をはじめ、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業を市町村が実施主体となり、社会保障制度の一つとして実施するものです。

また、令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取り組みが行われるものです。

対象となる事業は、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業、認可外保育施設等の3歳児から5歳児のすべての子どもの利用料の無償化と、0歳児から2歳児の利用料は、住民税非課税世帯を対象として無償化しています。また、幼稚園の預かり保育を利用する子どもで、新たに保育の必要性があると認定された場合は、一定の範囲内で利用料を無償化しています。

※第1期計画では

①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ②保育の量的拡大・確保 ③地域の子ども・子育て支援の充実 としておりました。①・②については、「待機児童をつくらない」という大きな目標は達成しています。また、教育部分では、「もじかず教室」の実施や「リトミック教室」、地域の特色を生かした「ジオ学習」として自然観察なども実施しています。③については、「子育てサロン」や「親子体験事業」など目標を上回る参加があったことや放課後児童育成事業についても見込み量を上回る利用実績となっています。

(教育・保育 第1期での量の見込みと利用実績)

項 目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定量の見込み(確保見込内容)	31	29	28	27	23
1号認定利用(申込)実績	32	30	26	23	26
2号認定量の見込み(確保見込内容)	39	35	34	34	28
2号認定利用(申込)実績	42	43	47	46	43
3号認定量の見込み(確保見込内容)	40	34	32	31	30
3号認可利用(申込)実績	34	30	36	39	27

★子ども・子育て支援事業一覧（参考）

事業名		内容
教育・保育給付事業	施設型給付事業	就学前の子どもが、教育・保育施設を利用するための給付
		認定こども園 就学前の子どもの教育・保育を提供
		幼稚園 3歳以上の幼児教育を提供
		保育所 保育に欠ける就学前の子どもの保育を提供
	地域型保育給付事業	小規模保育事業や事業所内保育所で地域の子どもの保育する事業所を利用するための給付
仕事・子育て両立支援事業	企業主導型保育事業	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置利用する保育施設
施設等利用給付事業	認可外保施設事業	児童福祉法上の保育所に該当するが認可を受けていない保育施設（認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育など）
	その他事業	子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
利用者支援事業		子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
地域子育て支援拠点事業		親子の交流の場を開設し、子育てについての相談、指導等を行う事業
妊婦健康診査事業		妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
乳児家庭全戸訪問事業		生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、養育環境の把握、相談等を行う事業
養育支援訪問事業		養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
子育て短期支援事業		家庭での養育が一時的に困難な児童を、施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
子育て援助活動支援事業		援助を要する者と援助を行う者の連絡調整及び援助者の講習などを行う事業
一時預かり事業		保護者の用事や短期就労などの際に、昼間一時的に預かる事業
時間外保育事業		保育認定の時間を超えて保育する事業
病児保育事業		家庭で保育できない病児・病後児の預かり事業
放課後児童健全育成事業		保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成をはかる事業

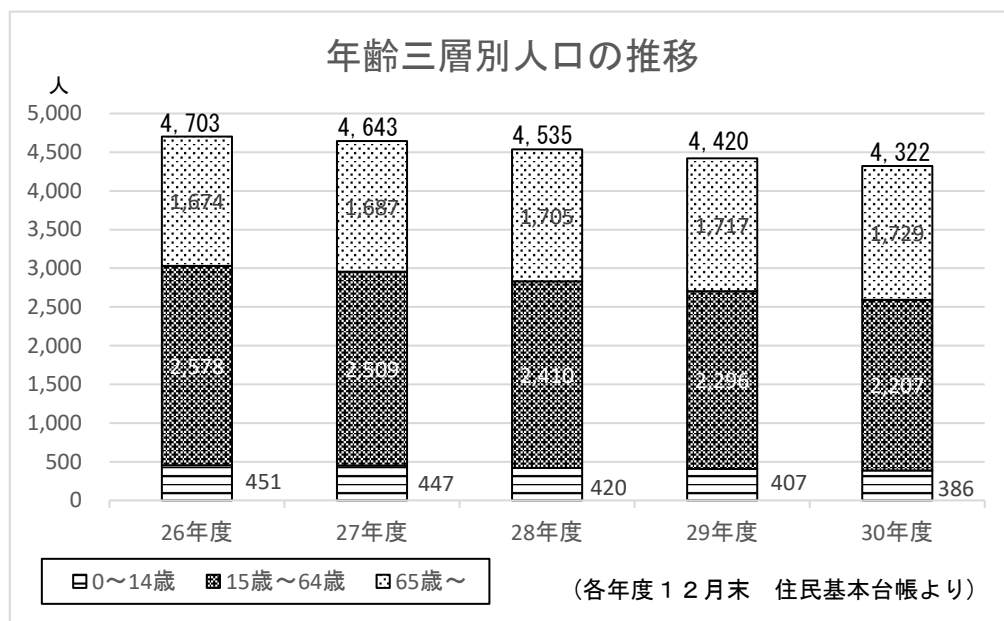
第2章 様似町の現状と将来推計

1. 人口等の状況

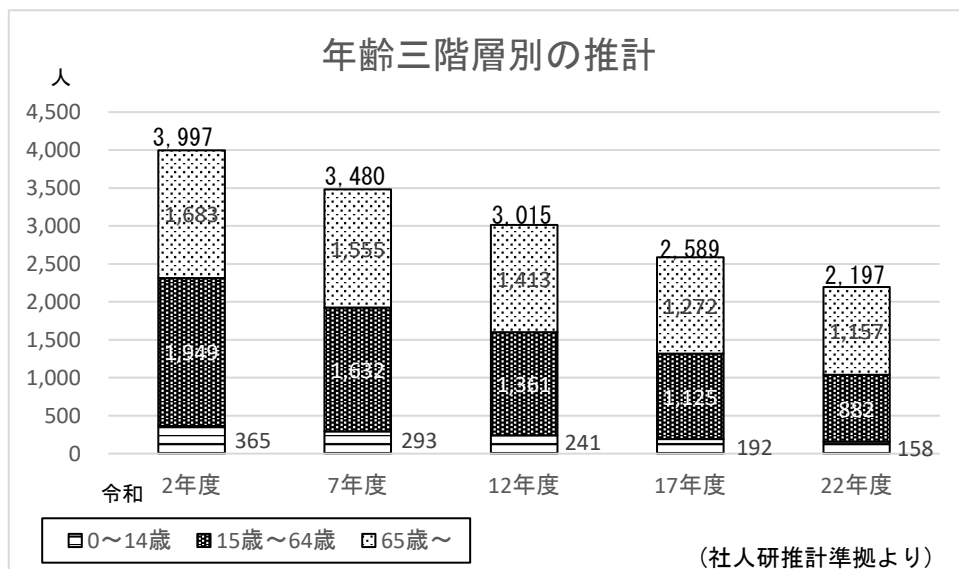
(1) 年齢三階層別人口の推移

様似町の人口は、昭和38年の10,964人（住民基本台帳より）をピークに、毎年100人前後ずつ減少を続け、平成29年度には4,500人を下回る状況にあります。

この状況を年齢三階層人口で見ると0歳～14歳人口、15歳～64歳人口は毎年減少しているのに対し、65歳以上人口は毎年増加傾向にあり、いわゆる「少子高齢化」が当町においても進んでいる様子が伺えます。

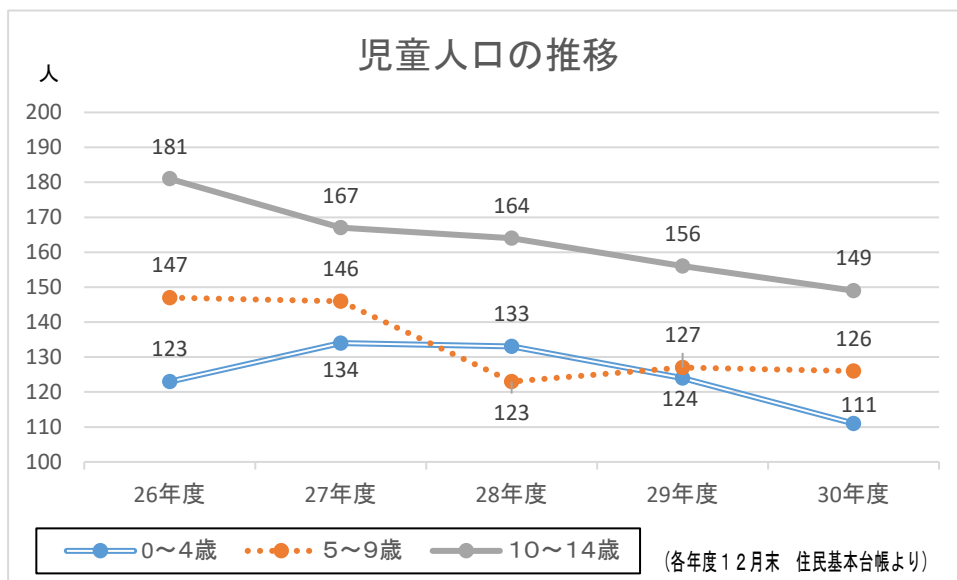


(2) 年齢三階層別人口の推計 ※参考

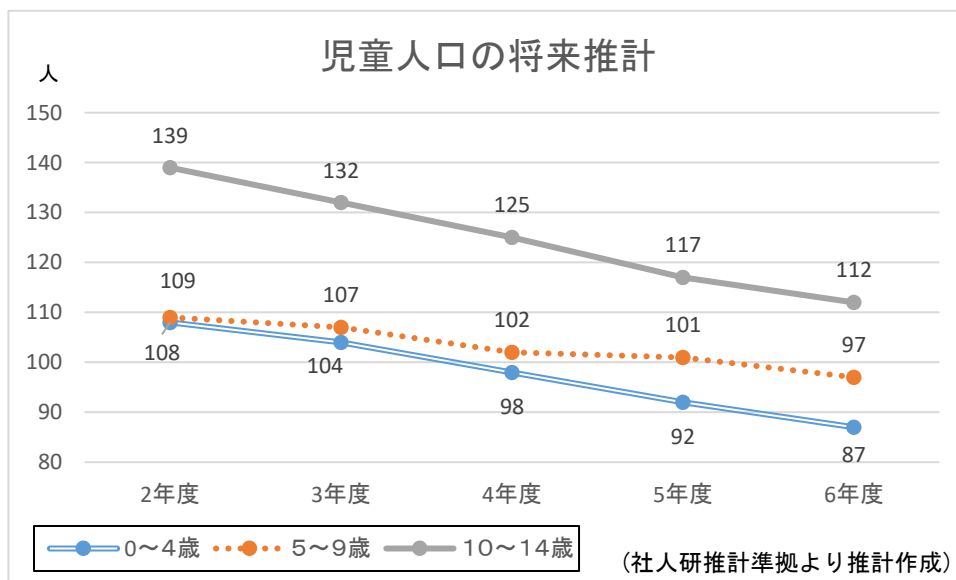


(3) 児童人口の推移

0歳～14歳人口のうち、いわゆる児童人口（5歳区分）を詳しく見ていくと、0～14歳の全体の減少率が14.5%に対し、10～14歳の減少率が17.7%と大きくなっており、0～4歳の減少率は9.8%で、過去5年間では若干減少率が全体よりは小さくなっています。

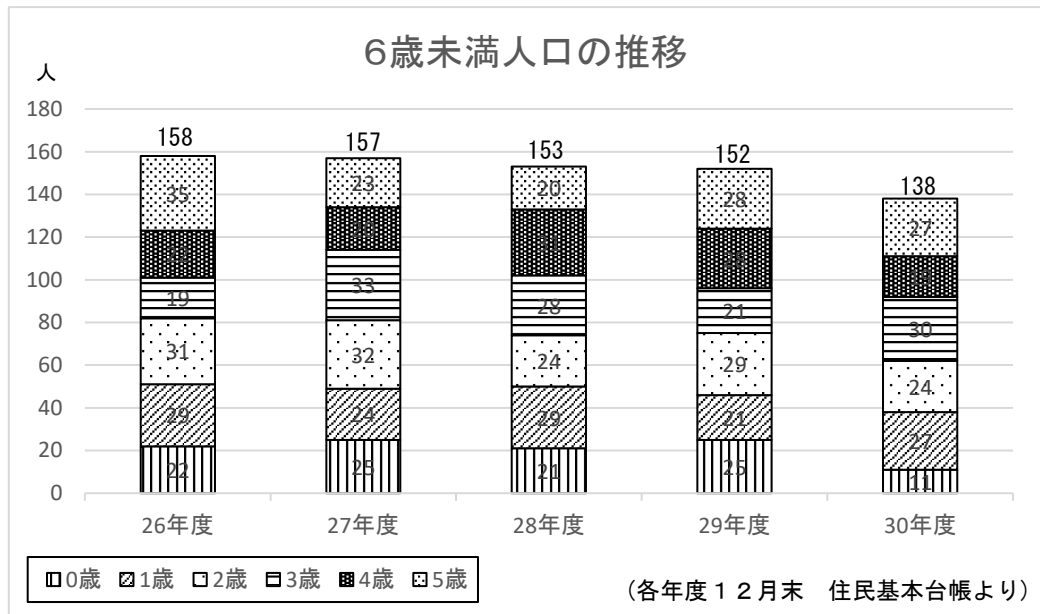


(4) 児童人口の推計 ※参考



(5) 6歳未満人口の推移

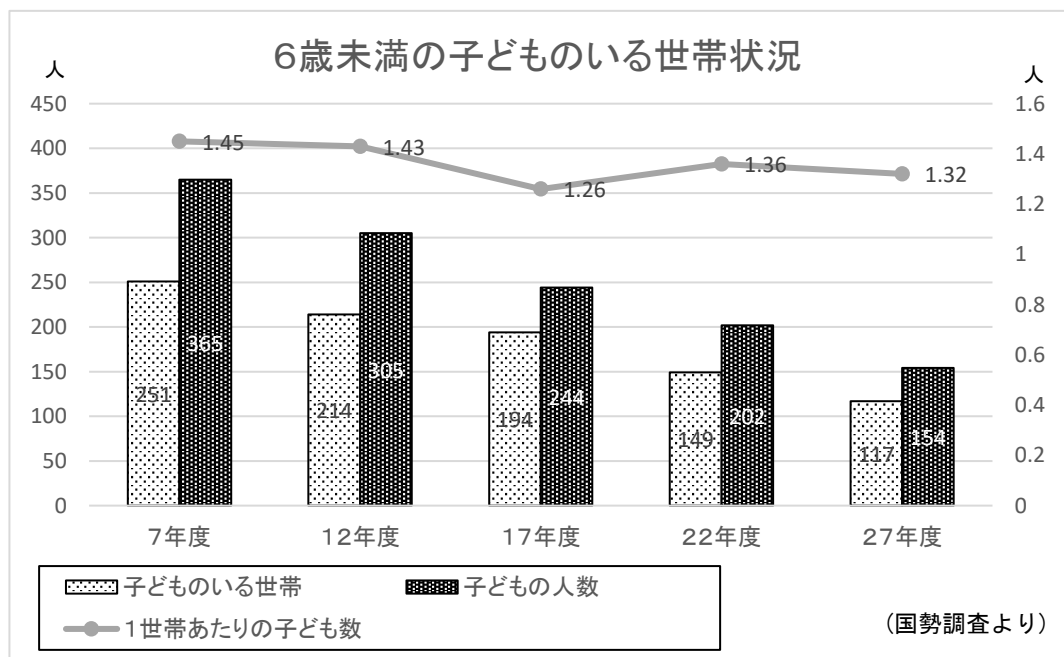
6歳未満人口（未就学児童）では、平成26年度においては158人でしたが、平成30年度では138人となっており12.6%減少しています。



(6) 6歳未満の子どものいる世帯状況

「6歳未満の子どものいる世帯状況」を見てみると、平成7年の国勢調査では365人の子どもがおりましたが、20年後には154人と58%（211人）も減少しています。

また、世帯数では、251世帯から117世帯へと53%（134世帯）も減少し、それに伴い一世帯当たりの子どもの数も1.32人と平成7年より0.19人少なくなっており、少子化が進んでいる様子が伺えます。



(7) 出生の状況（合計特殊出生率の推移）

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮に年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。様似町では国・北海道を上回っていますが、人口を維持するために必要な水準といわれる2.07を大きく下回っています。

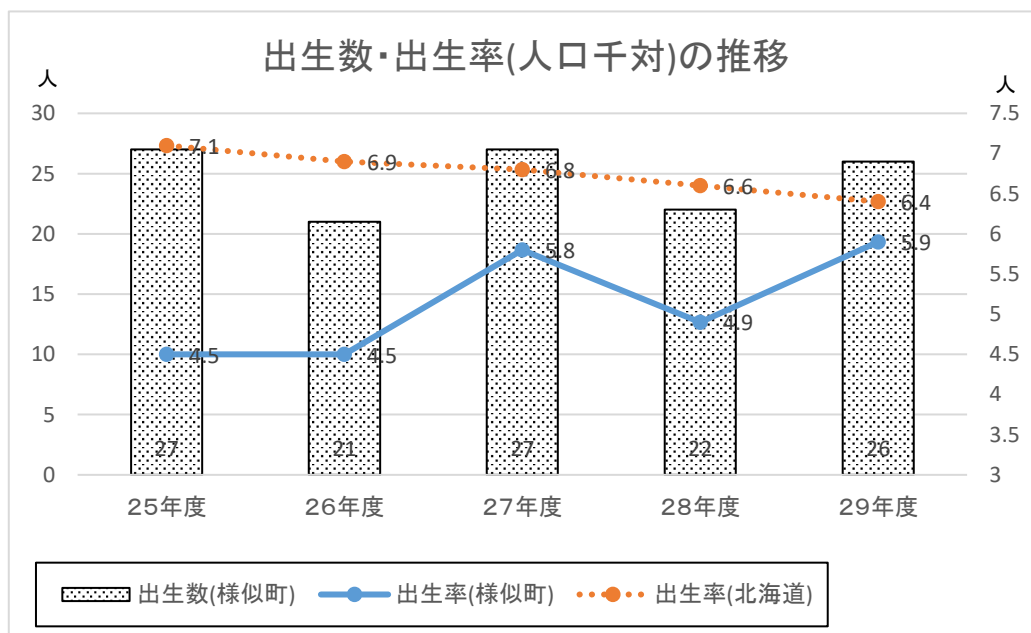
合計特殊出生率の推移

	国	北海道	様似町
平成20年	1.37	1.20	平成20～24年 1.47
平成21年	1.37	1.19	
平成22年	1.39	1.26	
平成23年	1.39	1.25	
平成24年	1.41	1.26	

（厚生労働省「人口動態統計」より）

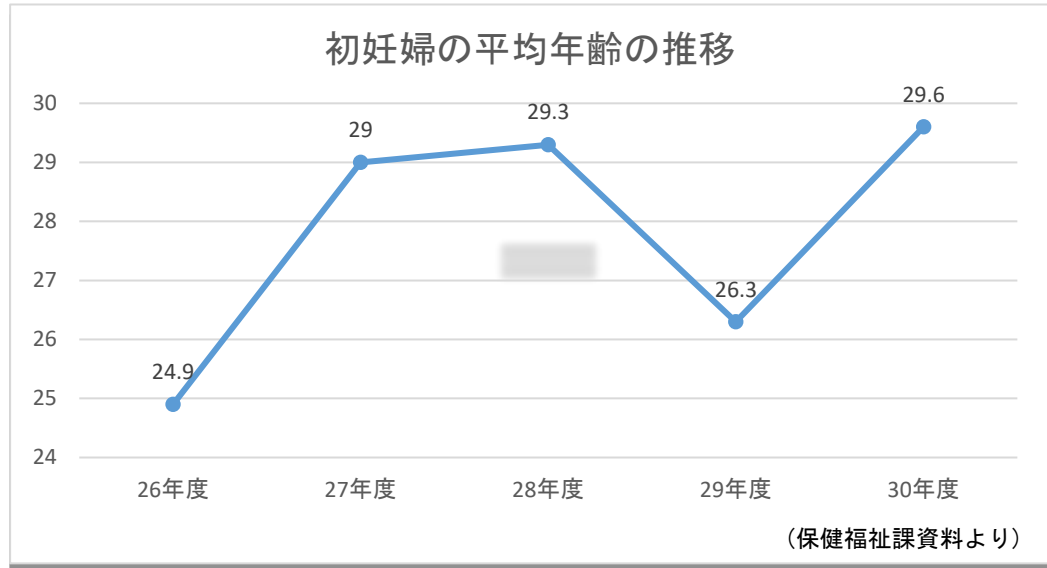
(8) 出生数・出生率（人口千対）の推移

出生数は、この5年間で30人未満で推移しています。出生率も北海道平均の6%台に比べ平均5.1%と低い率です。



(9) 初妊婦の平均年齢の推移

様似町における初妊婦の平均年齢は、平成26年度には24.9歳でしたが、その後においては、29歳前後となっています。(母数が少ないため、年度毎の平均年齢の変動があります。)



2. 教育・保育施設の状況

第1期子ども・子育て支援事業計画の目標と現状

事業名	平成30年度 実績	平成31年度 目標	内容
○幼保連携型認定こども園様似町立幼児センター			
・1号認定	25人	23人	1号認定 : 幼児期の学校教育を希望する子ども(幼稚園児) 2号認定 : 保育を必要とする子ども・3歳以上 3号認定 : 保育を必要とする子ども・3歳未満
・2号認定	47人	28人	
・3号認定			
① 1.2歳	36人	24人	
② 0歳	4人	10人	
合計	112人	85人	
(うち広域保育)		-	いずれも隣町の認定こども園を利用(同一施設)
・1号認定	2人		
・2号認定	1人		
① 1.2歳	1人		

3. 地域子ども・子育て支援事業の状況

第1期子ども・子育て支援事業計画の目標と現状

事業名	平成30年度 実績	平成31年度 目標	内容
(1) 利用者支援事業	0 か所	2 か所	子育てに関する相談業務の主な窓口が幼児センター内の「子育て支援係」と妊婦・乳幼児健診を担当する「保健福祉課健康推進係」の2か所で実施しているが利用者支援事業の人員配置を満たしていない状況
(2) 地域子育て支援拠点事業	1 か所 ・子育てサロン 437 人/91 回 ・親子で体験 69 人/14 回	1 か所 126 人/回	幼児センター内の「子育て支援係」により子育てサロンや親子で体験わくわく広場、子育て講演会など開催
(3) 妊婦一般健康診査事業	29 人の妊婦に対して 211 回分の健診費用を助成	290 人/回	1 人の妊婦に対して最大 14 回分の健診費用をほぼ全額助成している
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	11 人	20 人	対象数が 11 人 (H30 実績)
(5) 養育支援訪問事業	延 18 人	10 人	実数は 6 人 (H30 実績)
(6) 子育て短期支援事業	-	0 人	
(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	-	0 人	
(8) 一時預かり事業	①延 86 人/日 ②延 63 人/日	① 延 106 人/日 ② 延 122 人/日	① 幼稚園に在園している園児の一時預かり ② 未在園児の一時預かり
(9) 時間外保育事業	-	0 人	
(10) 病児・病後児保育事業	-	0 人	
(11) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	・小 1～3 年 49 人 ・小 4～6 年 30 人 ・施設数 1 か所	・小 1～3 年 6 人 ・小 4～6 年 4 人 ・施設数 1 か所	小 1～3 年を保護者が共働き家庭等の留守家庭に対しての「放課後児童クラブ」と小 4～6 年は保護者の就労に関係なく希望者が登録する「放課後子ども教室」を同一施設である「放課後児童施設ひまわり」にて実施

4. 次世代育成支援行動計画での現状

第1期計画で様似町次世代育成支援行動計画の必要な事項を盛り込んでいます。
行動計画策定指針に示されている項目のうちの次の内容に関して明記されています。

(★は次世代育成対策単独の項目)

◎地域における子育ての支援

◎子どもの健全育成

★母性並びに乳幼児及び幼児等の健康の確保及び増進（保健対策・食育等・小児医療）

◎子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

◎子育てを支援する生活環境の整備

◎職業生活と家庭生活との両立の推進等

◎子どもの安全の確保

★要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

<現状>

次世代育成支援対策単独の2つの項目はいずれも保健福祉課母子保健係にて事業を実施しています。（小児医療については町民課国保医療係）

母子保健係では妊娠届時の保健師の個別相談や出産前の勉強会としてのマタニティ・サークルの開催や乳幼児健診、離乳食講習会、むし歯予防教室（フッ素塗布）など母親とお子さんの健康を支援する事業（母子保健事業）を実施しています。

また、小児医療に関しては定期の予防接種の助成や0歳～18歳までの町民に対して任意の予防接種であるインフルエンザ予防接種費用の全額助成と医療費の全額助成を実施しています。

5. アンケート調査からみた様似町の現状

(1) 調査の目的

本計画を策定するにあたって、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施しました。この調査は、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本町における子育て環境の変化や、町民が求める取り組み等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的とするものです。

(2) 子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）の概要

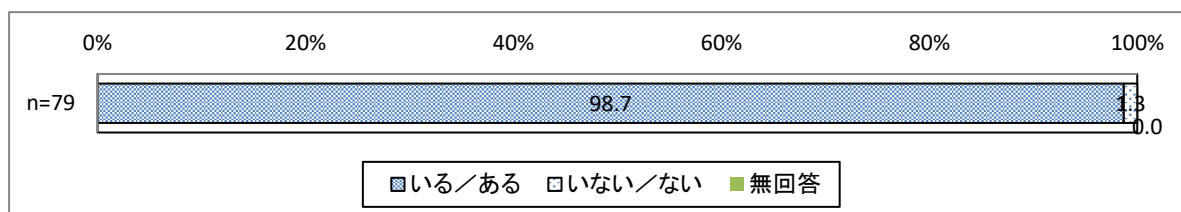
区 分	就学前児童調査	小学生児童調査
調査対象者	様似町在住の就学前児童をお持ちの保護者の方	様似町在住の小学1～6年生の児童をお持ちの保護者の方
調査方法	幼児センター在園児⇒園を通して配布・回収 幼児センター未在園児⇒郵送により配布・回収	様似小学校を通して配布・回収
調査期間	平成31年2月～3月	
回答状況	配布数： 113件 有効回答数： 79件 有効回答率： 69.9%	配布数： 114件 有効回答数： 79件 有効回答率： 69.3%

※ 児童が複数の場合には、年齢上位の児童（「就学前」と「小学生」の区分別）を対象とする。

(3) 就学前児童調査の結果（概要）

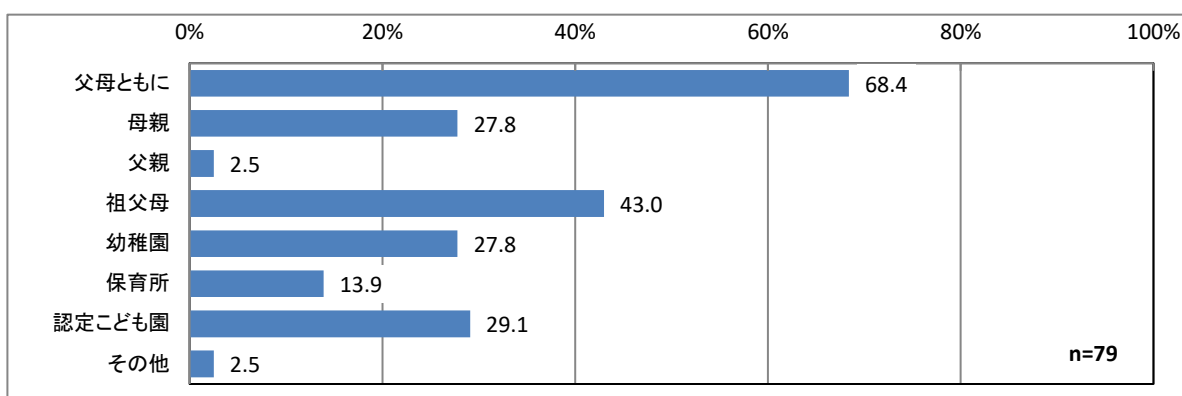
ア. 子育てに関する相談先

子育てに関する相談先があるか尋ねたところ、「いる/ある」が98.7%となっています。5年前の調査より10%多くなっている状況となっています。

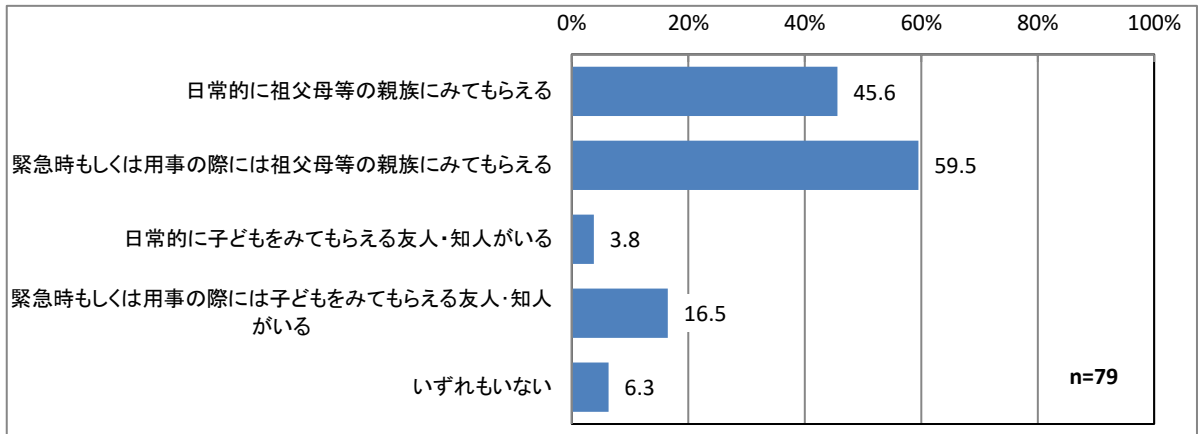


イ. 子育てへのかかわり方

日常的に子育てに関わっている人について「父母ともに」が68.4%、「母親」が27.8%、「祖父母」が43.0%と祖父母の関与が前回より増加している状況と幼稚園・認定こども園を利用しているかたも3割弱いる状況となっています。

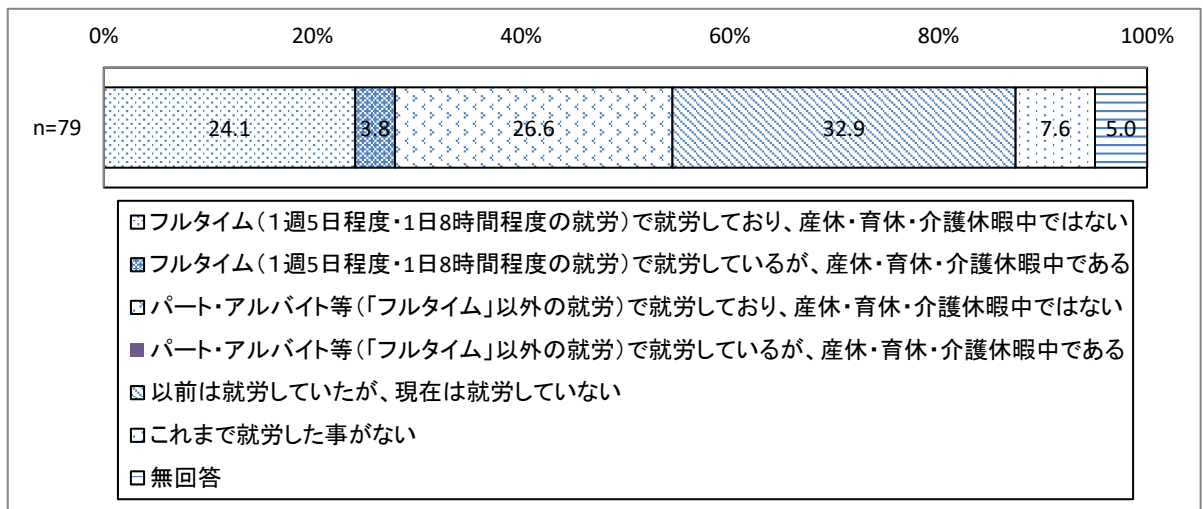


日頃子どもを見てもらえる親族・知人の有無については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が10%多くなっていますが、反面「いずれもない」が6.3%という状況となっています。祖父母が近くにいれば支援を得られますが、両親の親がいずれも遠方の場合に困るかたが一定数いる状況や近くに祖父母がいるが就労している状況で、みてもらえない、高齢であるため育児の支援を得られにくい状況のかたもいると思われます。

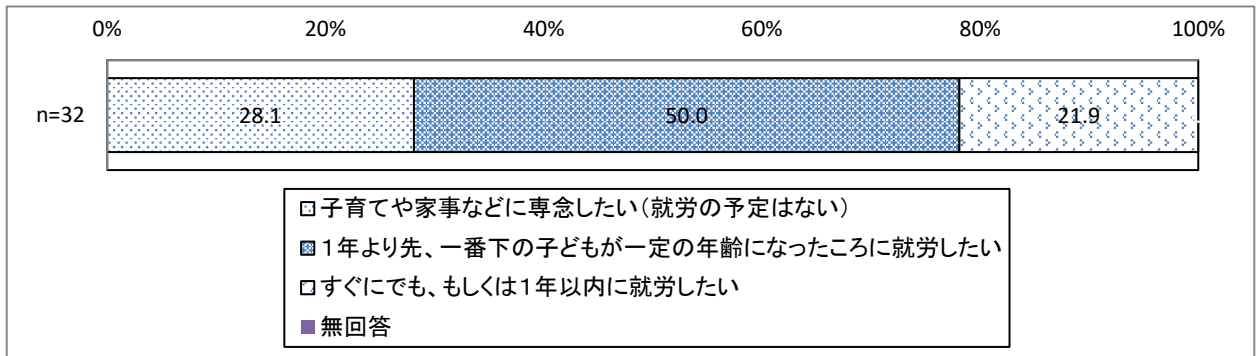


ウ. 保護者の就労状況

母親の就労状況については、「就労中/フルタイム」が24.1%、「就労中/パート・アルバイト」が26.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が32.9%ということで前回調査より就労していない割合が減少し、フルタイムは微増、パート・アルバイトが11.3%から倍増している状況より共働き家庭が増加している状況となっています（父親は、ほぼフルタイムで就労している状況）。

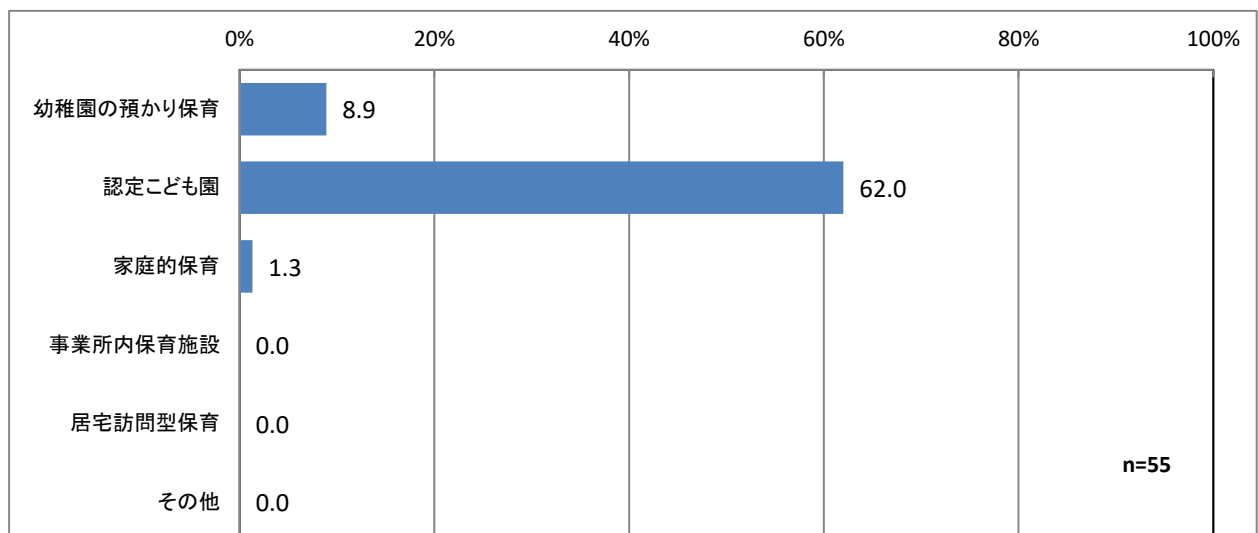
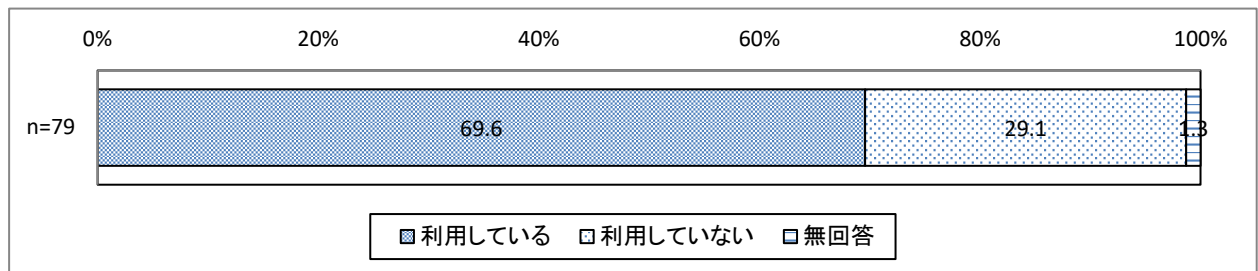


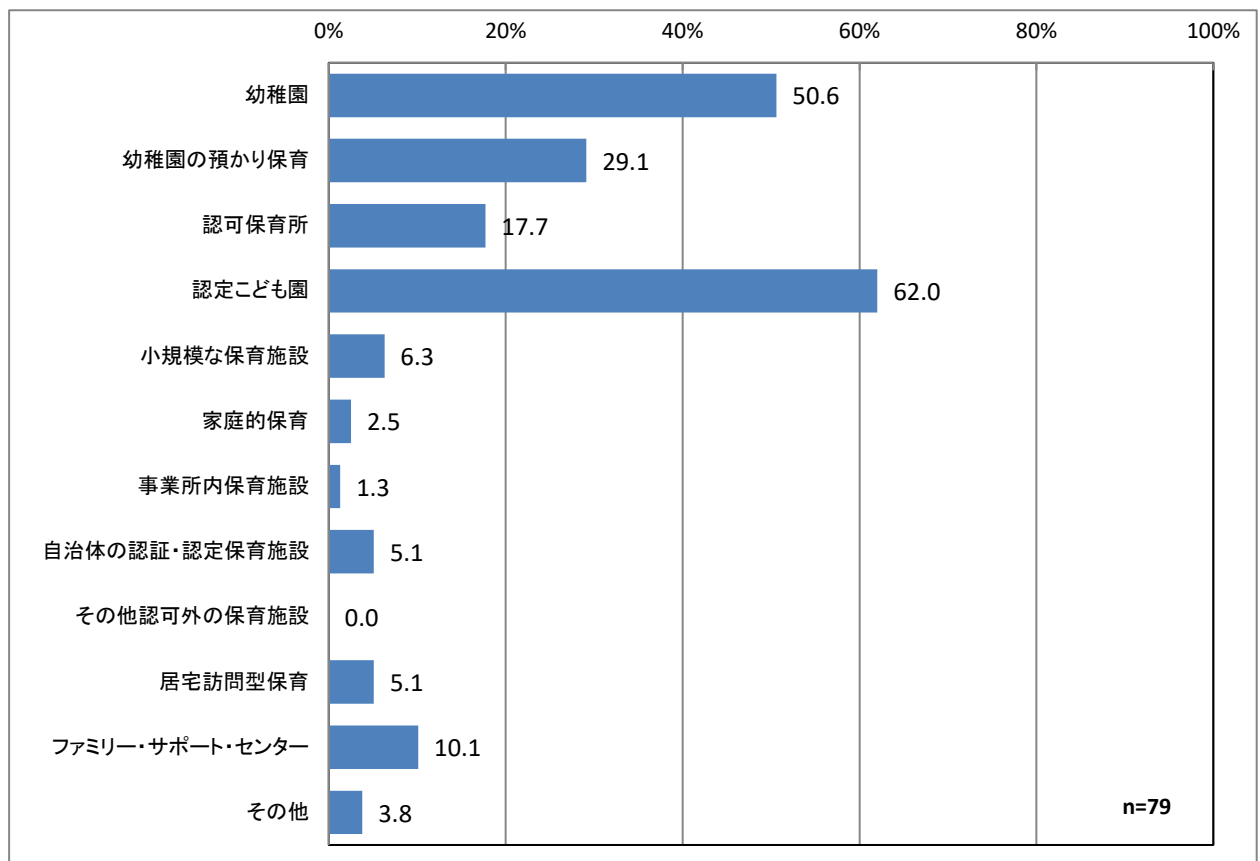
現在、就労していない母親に対しての就労希望については、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が21.9%、「1年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったところに就労したい」が50.0%と7割の人が将来的には就労したいという希望がある状況となっています。



エ. 定期的な教育・保育事業の利用

定期的な教育・保育事業の利用については、「利用している」が7割弱を占めています。利用している事業については「認定こども園」が62.0%と最も多く、幼稚園の預かり保育と家庭的保育を利用している状況となっています。

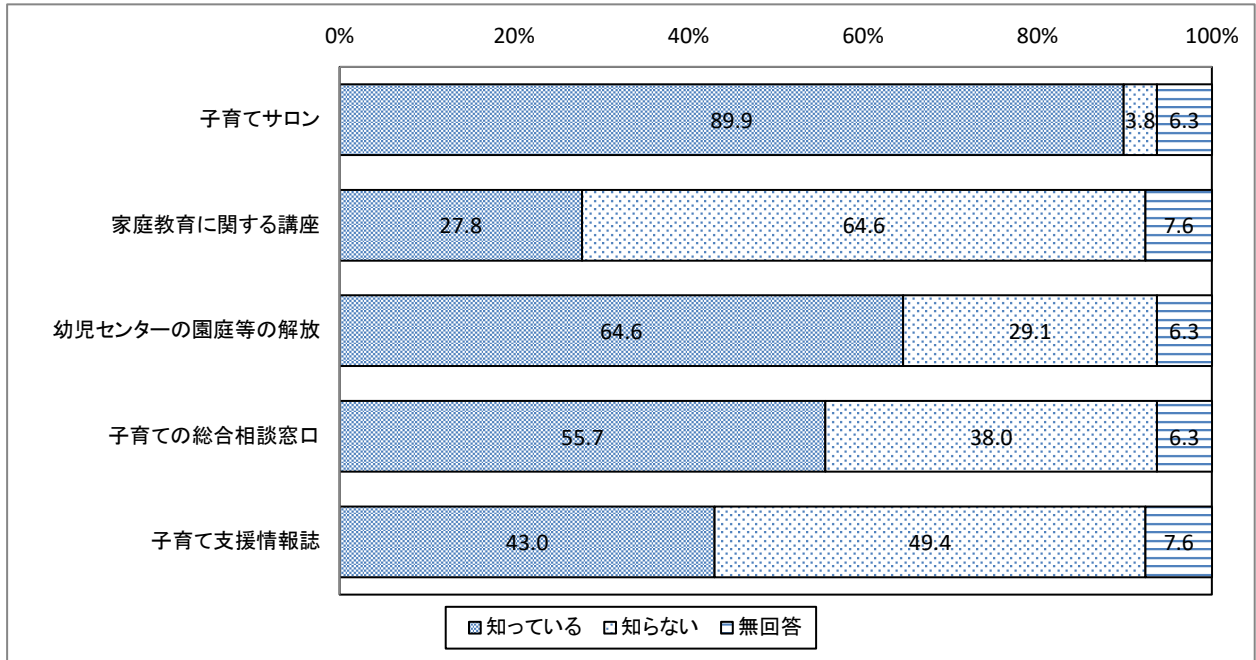




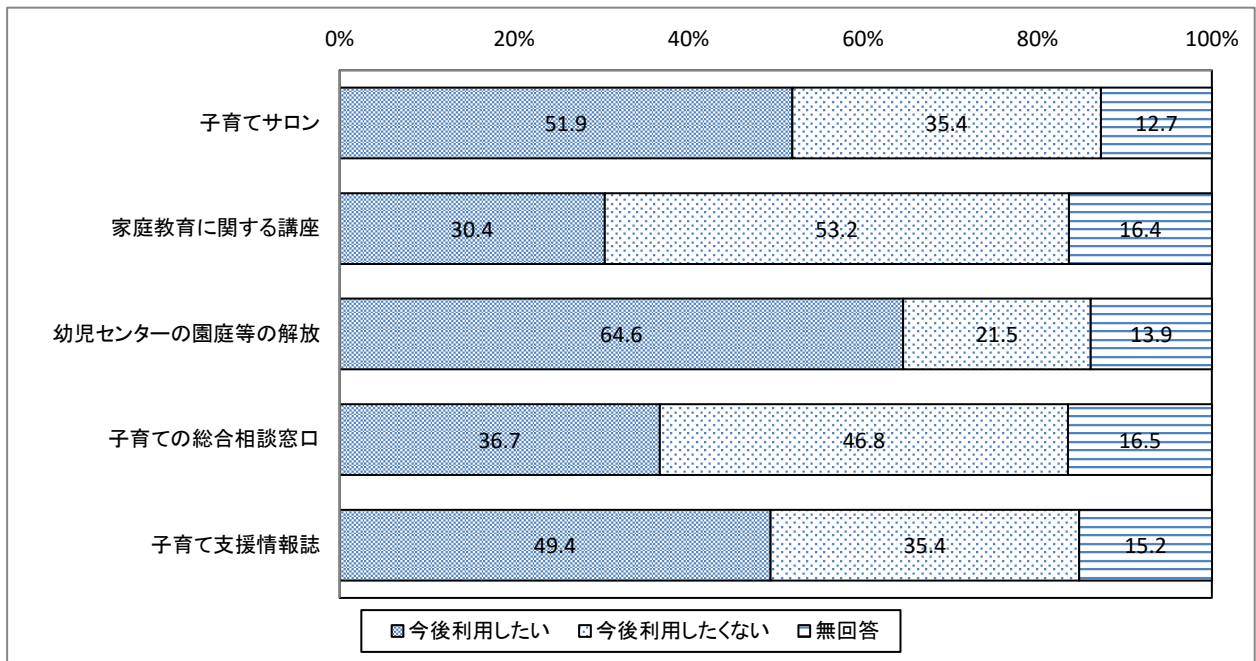
オ. 町が実施する事業の認知度・利用意向

認知状況は子育てサロンが最も多いですが、利用意向については園庭の開放が高く、子育て支援情報誌の利用意向ニーズも高いものと思われます。

(1) 認知状況



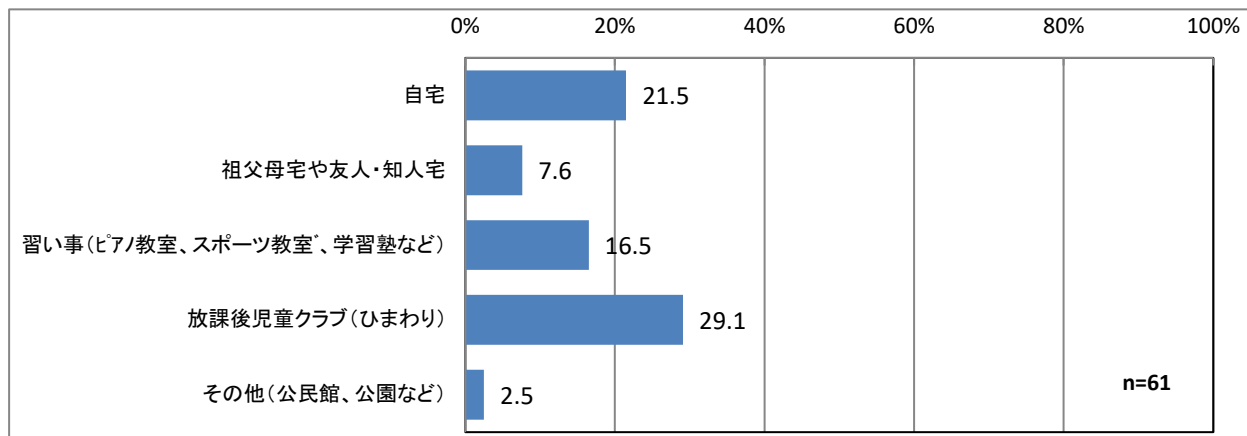
(2) 利用意向



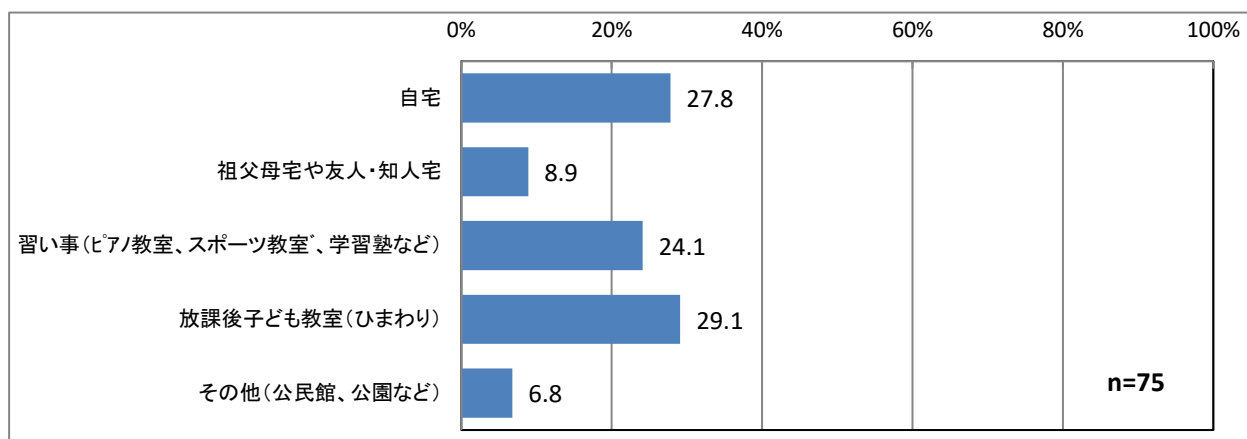
カ. 小学校就学後放課後の過ごし方

低学年時は自宅21.5%、放課後児童クラブ29.1%、習い事16.5%ですが高学年は自宅27.8%、放課後子ども教室29.1%、習い事24.1%となっていていずれも放課後児童施設の利用意向が高まっている状況です。

(1) 小学校低学年（小1～小3）の放課後の過ごす場所（保護者の意向）

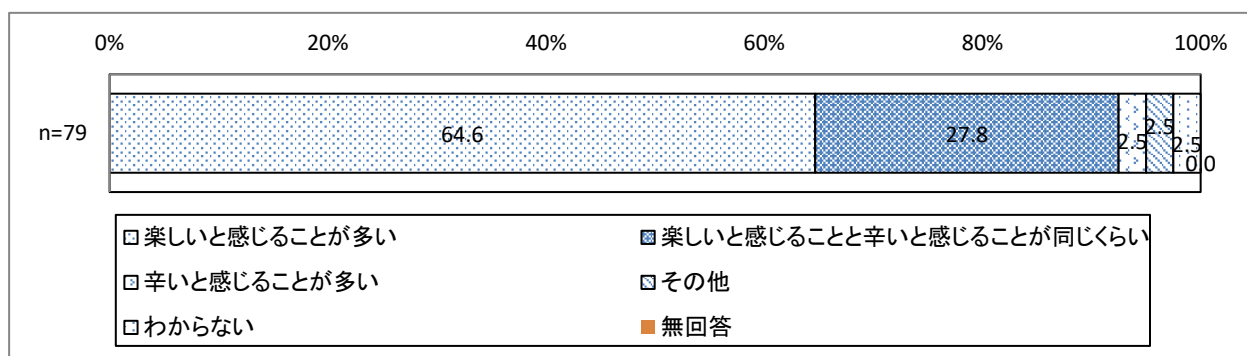


(2) 小学校高学年（小4～小6）の放課後の過ごす場所（保護者の意向）

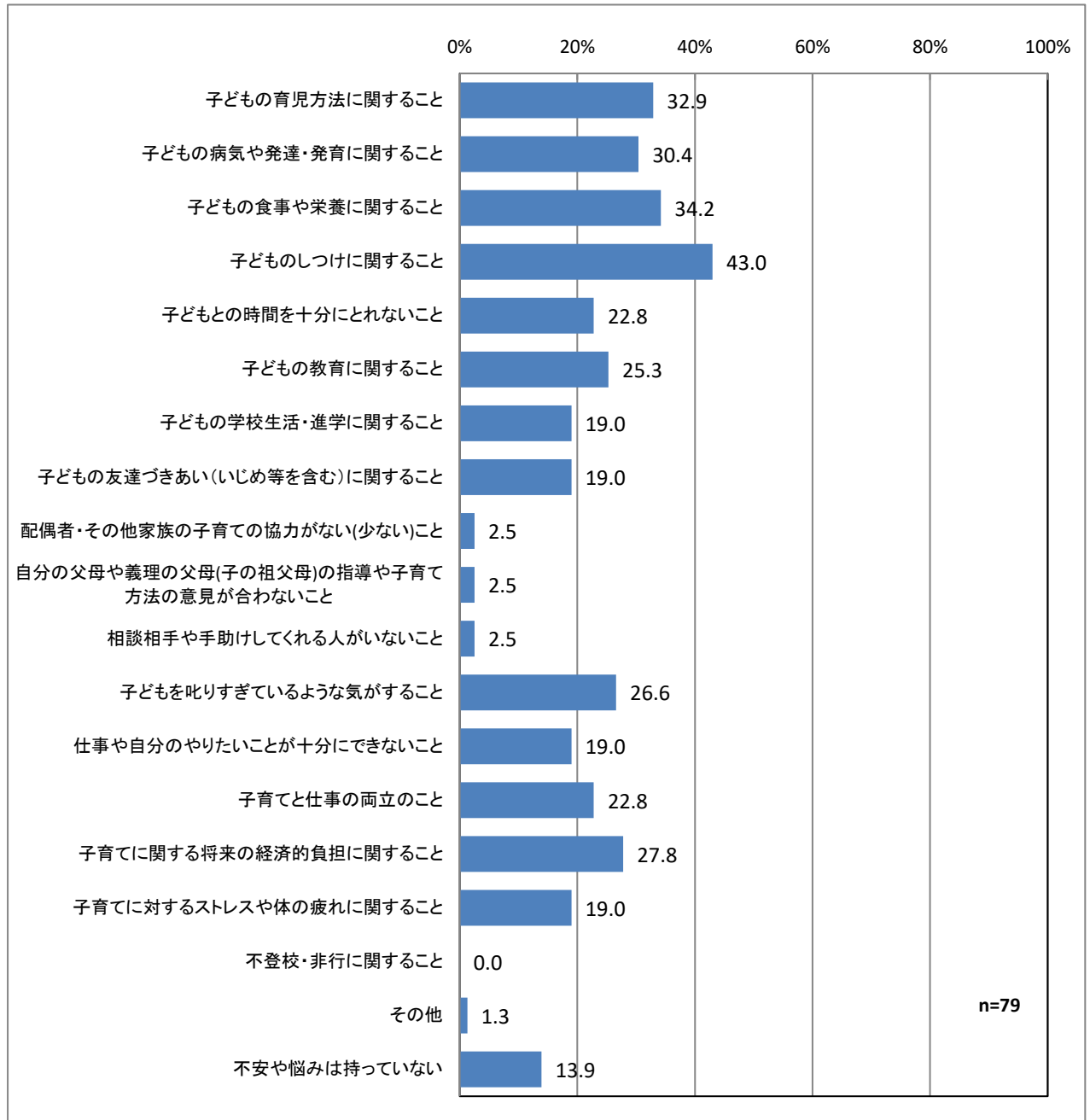


キ. 子育てに関する不安や悩み

子育てが「楽しいと感じることが多い」と回答した方が64.6%ということですが「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が27.8%ということもあり、辛いと思ったときに気軽に発信できて支援ができるような体制づくりが必要と思われます。

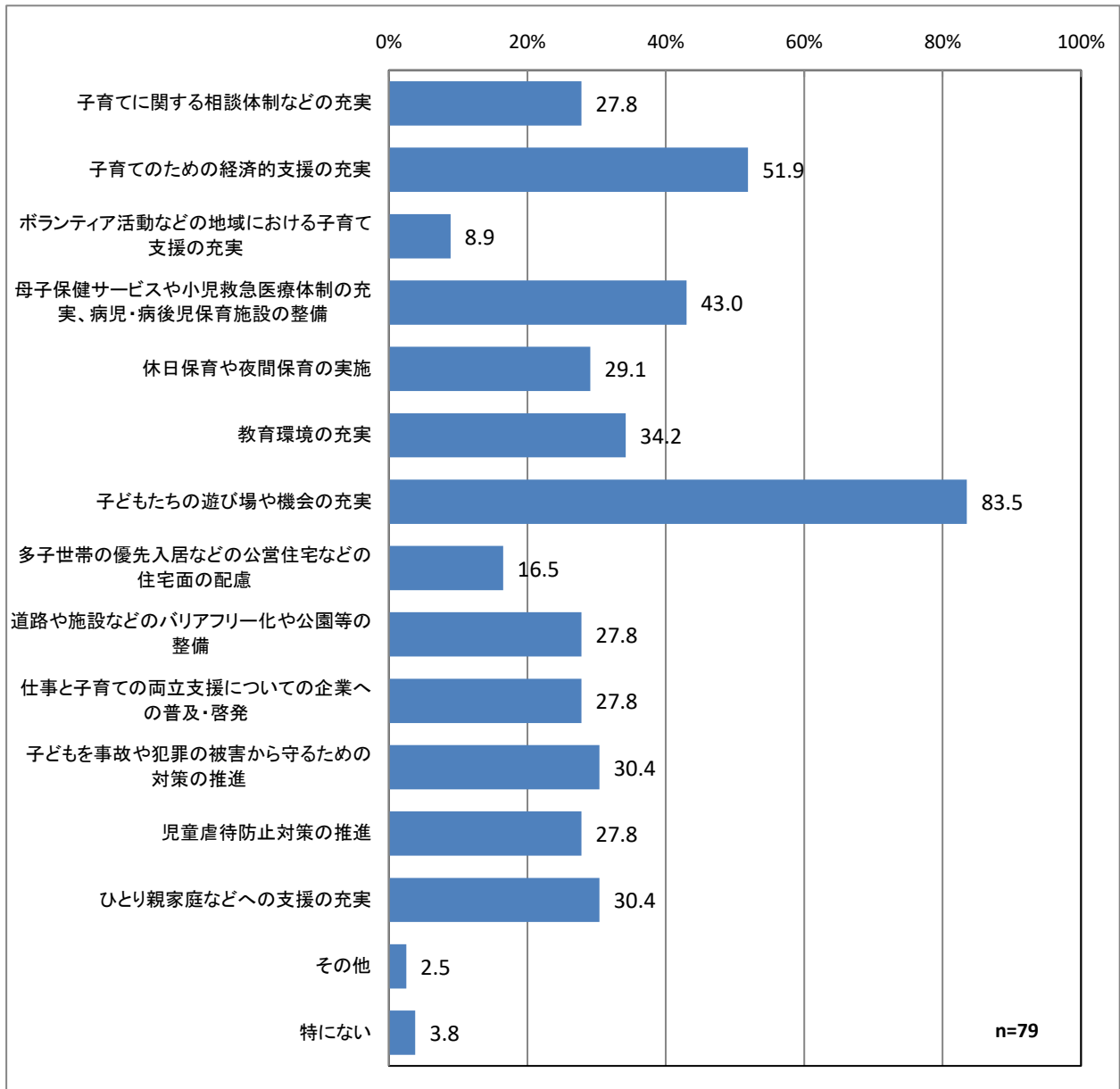


不安や悩みの内容については「子どものしつけに関すること」が最も多いのですが、食事面や発達・発育、育児方法、将来的な経済的負担、叱りすぎているのではなど不安や悩みも多種多様な状況となっています。児童虐待の報道が連日のようにあり、祖父母世代の子育て方法が現状と違っていたり、身近にモデルとなる存在がないなどしつけ(叱り方)と虐待のラインなどわが子への向き合い方に不安を抱えているかたがいるものと思われる。



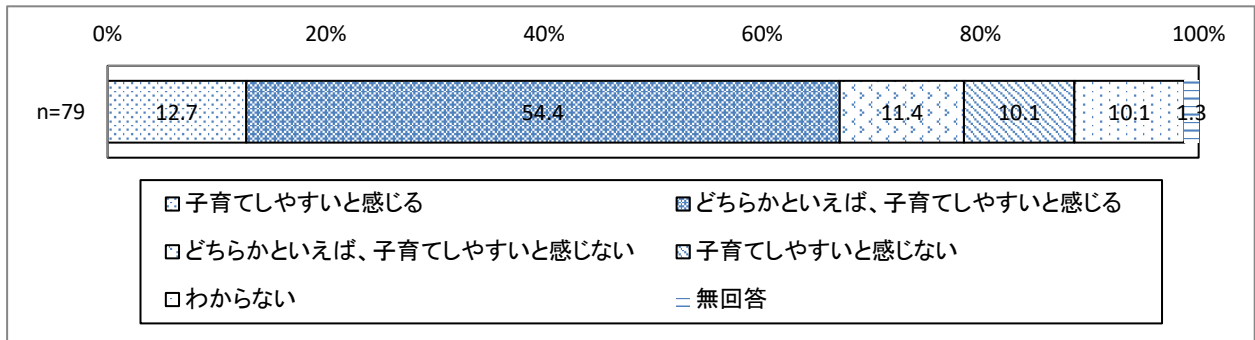
ク.町の子育て支援策（ニーズ）

子どもたちの遊び場や機会の充実が83.5%で最も多い状況となっています。

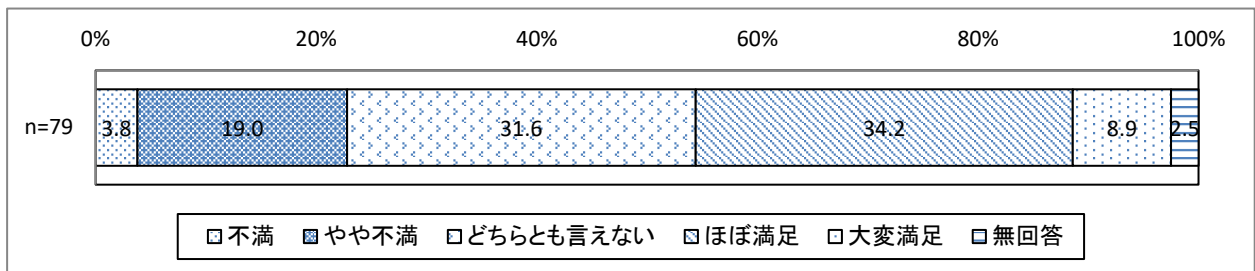


ケ. 子育てのしやすさや満足度

子育てのしやすさは「どちらかといえば、子育てしやすいと感じる」と答えたかたが半数以上いる状況となっています。



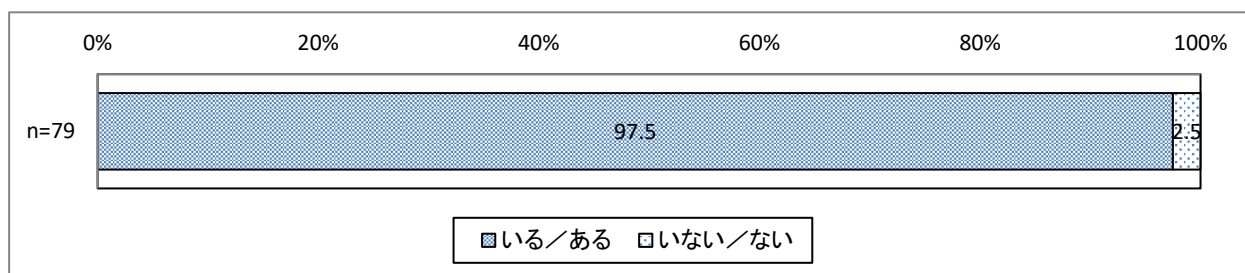
満足度となると満足・ほぼ満足で約40%、どちらともいえないが約30%となっており、どちらともいえないという感覚を満足に変化できるような方策を進めていくことが必要となっています。



(4) 小学生児童調査の結果（概要）

ア. 子育てに関する相談先

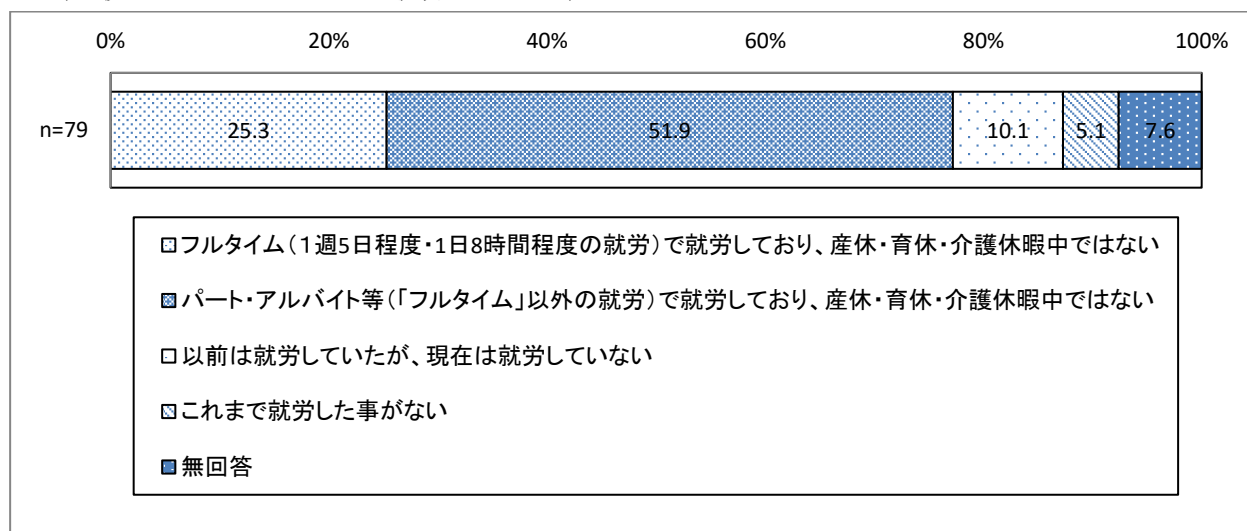
「いる/ある」が97.5%、「いない/ない」が2.5%となっています。



イ. 保護者の就労状況

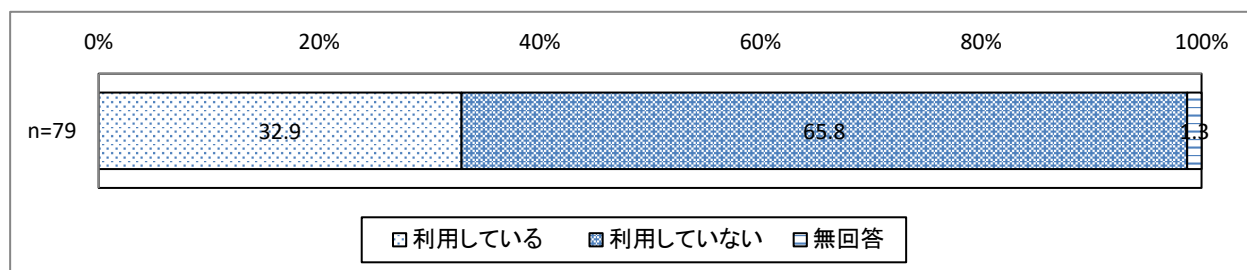
母親の就労状況については、「就労中/パート・アルバイト等」が51.9%、「就労中/フルタイム」が25.3%と8割弱の母親が就労している状況となっています。

(父親はほぼフルタイムで就労している)



ウ. 放課後の過ごし方

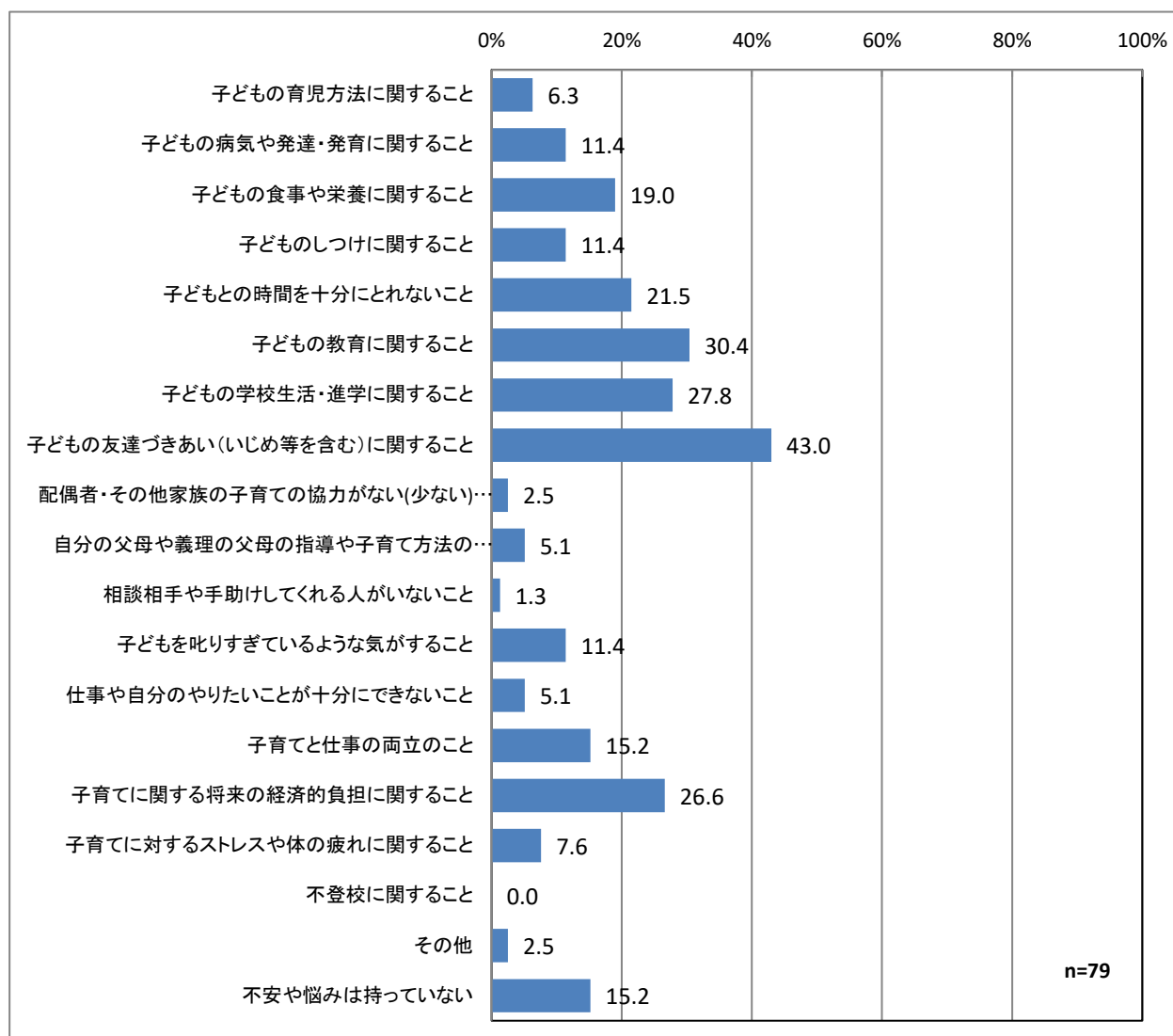
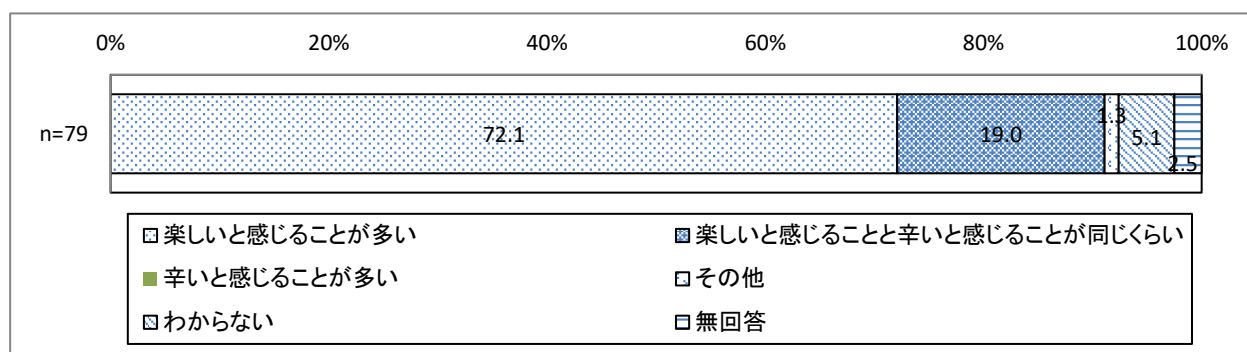
放課後児童クラブ・放課後子ども教室の利用については32.9%が利用している状況で前回調査では20.5%となっており利用が増えている状況となっています。



エ. 子育てに関する不安や悩み

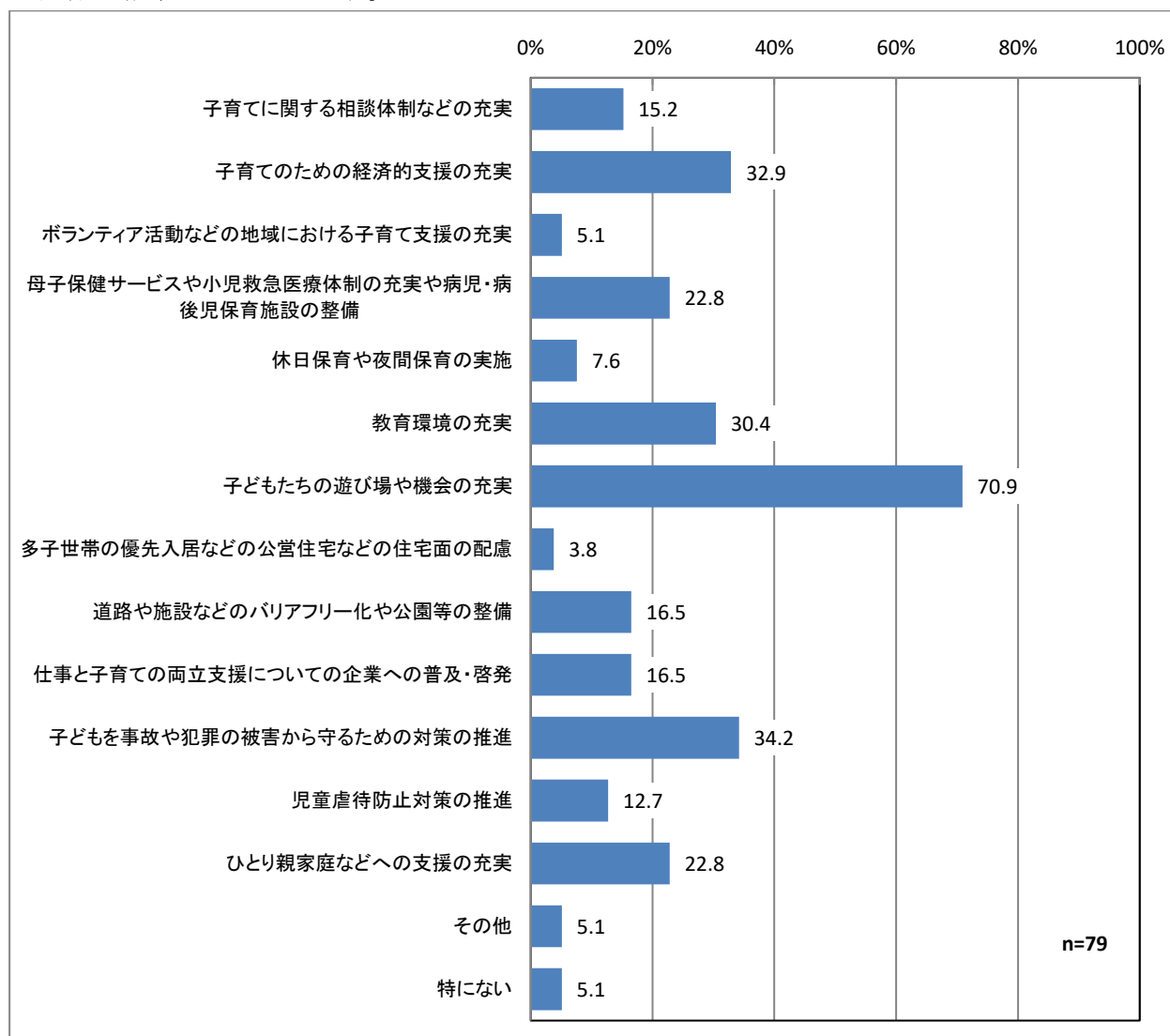
「楽しいと感じることが多い」が72.1%、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が19.0%となっています。就学前調査に比べて楽しいと感じるかたが多くなっている状況です。小学生になると親が生活面で直接手をかける（お世話する）ことが少なくなってくることで親の負担感が減っていることがあるのではと推察します。

不安や悩みの内容としては、「子どもの友達づきあいに関すること」が43.0%と最も多く、子どもの教育、将来的な経済負担、学校生活・進学、子どもとの時間をとれないことなどこの年代の親が抱える不安が顕著に表れている結果となっています。



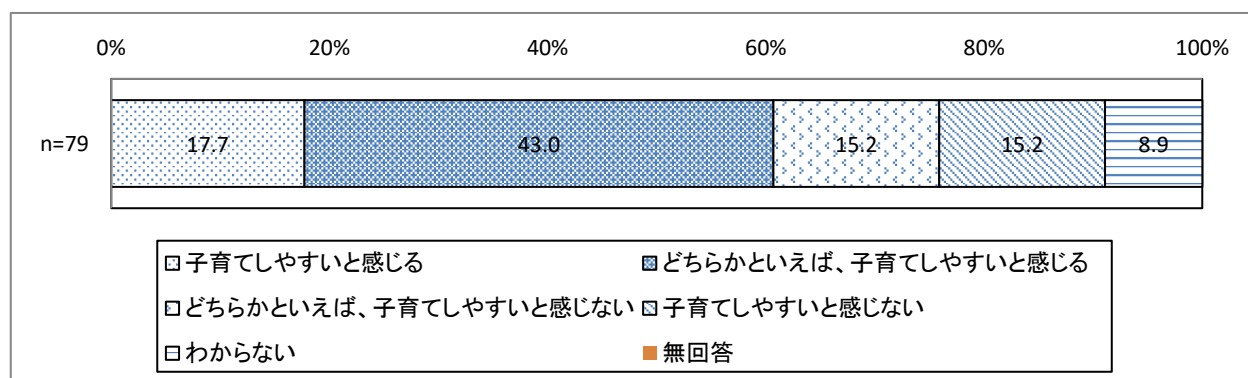
オ. 町の子育て支援策（ニーズ）

就学前調査と同様に「子どもたちの遊び場や機会の充実」が70.9%と就学前調査と同様の結果となっています。

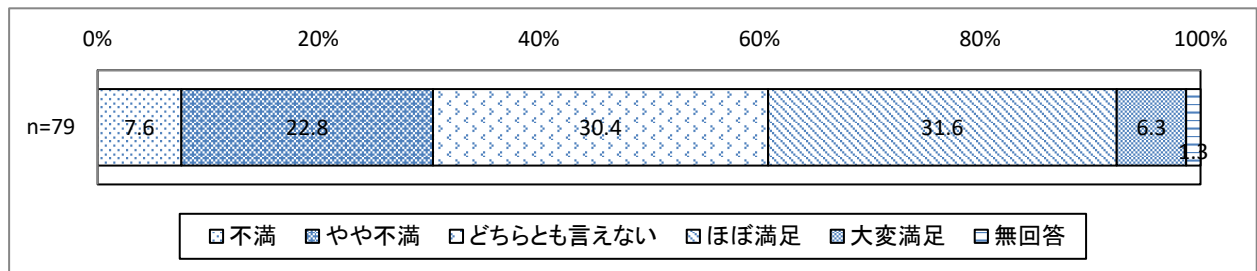


カ. 子育てのしやすさや満足度

子育てのしやすさは「どちらかといえば、子育てしやすいと感じる」が43.0%で子育てしやすいと感じている人と合わせると半数以上という状況となっています。



満足度となると「大変満足・ほぼ満足」で約38%、どちらともいえないが約30%とどちらともいえないという感覚を満足に変化できるような方策を進めていくことが必要となっています。



(5) アンケート結果から見える様子町の特徴と保護者のニーズ

- ・子どもの遊び場の不足
- ・共働き家庭世帯の増加による教育・保育ニーズの高まり
- ・学校給食の早期実施（自由記載）

第3章 計画の基本的事項

1. 基本目標の設定

第2章の様似町の現状を踏まえて次のような目標を設定いたします。

1. 子どもの育つ力をのばす環境づくり
2. 多様なライフスタイルの中で、子どもを産み育てる環境を支える
地域づくり

2. 目標と実現のためにできること

(1). 「子どもの育つ力をのばす環境づくり」を実現するために

子ども自身の育つ力、成長する力をのばす環境づくりを目指します。

乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

親子関係はもとより、周囲の大人が子どもとの信頼関係を築き、子どもたちの生きる力を伸ばす関わりが必要です。

家庭の養育力の向上、すべての子どもが質の高い幼児教育と保育を受ける機会の確保、必要な子どもに適切な療育を提供できる体制づくりを進めてまいります。

<具体的な施策>

- ・ 幼児教育・保育の充実 (子)
- ・ 地域子育て支援拠点事業の充実 (子)
- ・ 特別支援教育・保育事業（児童発達支援） (次)
- ・ 乳幼児健診等の充実 (次)
- ・ 放課後等の居場所づくり (子)・(次)

※(子)：子ども・子育て支援事業 (次)：次世代育成支援対策法に基づく事業

(2)。「多様なライフスタイルの中で、子どもを産み育てる環境を支える地域づくり」を実現するために

社会全体の傾向としては、ライフスタイル、ライフサイクルに合わせて多様な働き方を選択できること、結婚や出産・子育てを両立するために、社会的な制度や地域のサービス基盤を整備することへの支援が必要です。

また、保護者として成長するための知識や経験を家庭の中で継承することが難しくなっている現代社会においては、保護者の学習の場が必要です。

仕事と子育てを両立するための保育の確保をはじめ、あらゆる家庭、あらゆる保護者の子育てをサポートするためのしくみを整えてまいります。

<具体的な施策>

- ・教育・保育施設給付 (子)
- ・地域子育て支援拠点事業の充実 (子)
- ・一時預かり事業 (子)
- ・放課後児童健全育成事業 (子)
- ・子ども医療費等助成事業（小児医療に係る支援） (次)
- ・要保護児童対策地域協議会の充実 (次)
- ・切れ目のない子育て支援の取り組み (次)・(子)

※(子)：子ども・子育て支援事業 (次)：次世代育成支援対策法に基づく事業

3. 教育・保育の提供体制

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、当町は教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることになっています。

4. 教育・保育提供区域の設定

(1) 様似町における教育・保育提供区域

様似町全域を1区域として、次のとおり設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	様似町内全域	教育・保育の区域設定については様似町全域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業すべて「様似町全域」を提供区域として設定します

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健診事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・一時預かり事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・利用者支援事業
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業
- ・時間外保育事業
- ・病児、病後児保育事業

第4章 教育・保育施設の充実

第3章の「基本目標」実現に向けて具体的な施策の「量の見込み」と「確保方策」について、第4章と第5章に明記する。

1. 量の見込み・認定区分

本計画の策定期間における教育・保育の利用状況について、ニーズ調査により把握した利用希望により、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき保育の必要性を認定し、その上で給付を行う仕組みです。

なお、認定区分の類型は3つに分かれており、それぞれに利用できる施設等が異なります。

認定区分	対象者	主な利用先
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育を必要とせず、教育を希望する子ども（2号認定を除く）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、「保育の必要な事由（保護者の就労等）」に該当し、保育所等での保育を希望する子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由（保護者の就労等）」に該当し、保育所等での保育を希望する子ども	保育所 認定こども園

2. 提供体制の確保と実施時期

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園・認定こども園（教育部分）を利用希望）

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	22人	21人	20人	19人	18人
② 確保の内容	22人	21人	20人	19人	18人
特定教育・保育施設	22人	21人	20人	19人	18人
確認を受けない 幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人

■確保方策

様似町内における施設として「認定こども園様似町立幼児センター」（幼保連携型）が1園のみですが、令和2～6年度の計画期間において、見込み量と同数を確保予定としております。定員は40名となっているため見込み量を上回っても利用できる状況となっています。

(2) 2号認定（3歳以上、保育所・認定こども園（保育部分）を利用希望）

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	42人	40人	38人	36人	34人
幼児期の学校教育の 利用希望が強い	0人	0人	0人	0人	0人
	上記以外	42人	40人	38人	36人
② 確保の内容	42人	40人	38人	36人	34人
特定教育・保育施設	42人	40人	38人	36人	34人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人

■確保方策

様子町内における施設として「認定こども園様子町立幼児センター」（幼保連携型）が1園のみですが、令和2～6年度の計画期間において、見込み量と同数を確保予定としております。定員は45名となっているため見込み量を上回っても利用できる状況となっております。

(3) 3号認定（0歳、保育所・認定こども園（保育部分）を利用希望）

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	3人	2人	2人	2人	2人
② 確保の内容	3人	2人	2人	2人	2人
特定教育・保育施設	3人	2人	2人	2人	2人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人

■確保方策

様子町内における施設として「認定こども園様子町立幼児センター」（幼保連携型）が1園のみですが、令和2～6年度の計画期間において、見込み量と同数を確保予定としております。定員は10名となっているため見込み量を上回っても利用できる状況となっております。

(4) 3号認定（1・2歳、保育所・認定こども園（保育部分）を利用希望）

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	21人	20人	19人	18人	16人
② 確保の内容	21人	20人	19人	18人	16人
特定教育・保育施設	21人	20人	19人	18人	16人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人

■確保方策

様似町内における施設として「認定こども園様似町立幼児センター」（幼保連携型）が1園のみですが、令和2～6年度の計画期間において、見込み量と同数を確保予定としております。定員は25名となっているため見込み量を上回っても利用できる状況となっております。

第5章 地域子ども・子育て支援事業等の充実

1. 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保の方策」

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、設定した「量の見込み」に対応するよう事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。(全11事業中6事業)

計画期間における「量の見込み」及び「確保の方策」は、次のとおりです。

(1) 地域子育て支援拠点事業

子育て家庭に対して、子育てに関する情報の提供、子どものことなどの悩みに関する相談、子どもや保護者同士の交流など仲間づくりのお手伝い、子育て支援の活動をしている個人、団体などの活動の支援等、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

■量の見込み及び確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	418人/回	401人/回	385人/回	369人/回	354人/回
確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

子育て支援係が認定こども園様似町立幼児センター内の空き教室を常設会場として、0歳～就学前までの未就園児の家庭保育児を対象に「子育てサロン」を実施しています。この事業を主体に個別相談や家庭訪問、乳幼児健診時に会場の一角に玩具を設置して健診待合の機会を利用して子育て相談等を実施する「お出かけサロン」などの事業を引き続き実施していきます。

(2) 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。(最大14回分ほぼ全額助成)

■量の見込み及び確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	266人/回	252人/回	238人/回	224人/回	224人/回
確保方策	対象となるかたに対して全て助成していく				

保健福祉センター(保健福祉課母子保健係)の保健師が担当しており、引き続き実施します。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

妊産婦・新生児等のいる全ての家庭を保健師が訪問し、妊産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等について指導助言を行う事業です。

■量の見込み及び確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	19人	18人	17人	16人	16人
確保方策	対象となるかたに対して全数対応する				

保健福祉センター（保健福祉課母子保健係）の保健師が実施しており、引き続き実施します。

(4) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）をする事業です。

■量の見込み及び確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人
確保方策	対象となる方に対して全数対応する				

要保護児童対策地域協議会で検討した結果支援が必要となった場合や乳児家庭全戸訪問事業や関係機関より連絡・通告により把握した際に保健師や保育士等が家庭訪問をしていきます。

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった園児を幼稚園の教育時間の終了後等において預かる事業です。

■量の見込み及び確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	225人/日	216人/日	207人/日	199人/日	191人/日
	2号認定	0人/日	0人/日	0人/日	0人/日	0人/日
	計	225人/日	216人/日	207人/日	199人/日	191人/日
確保方策		225人/日	216人/日	207人/日	199人/日	191人/日

認定こども園様似町立幼児センターにて従前より実施しております。H30年度86人/日であることにより引き続き実施します。

② 幼稚園における一時預かり（幼稚園における在園児対象型以外）

病気やケガ、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に保育預かりを行う事業です。

■量の見込み及び確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	100人/日	96人/日	92人/日	88人/日	84人/日
確保方策	100人/日	96人/日	92人/日	88人/日	84人/日

認定こども園様似町立幼児センターにて従前より実施しております。H30年度63人/日であることにより引き続き実施します。

(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込み及び確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	小1～小3	54人	49人	47人	47人	50人
	小4～小6	47人	50人	52人	52人	54人
	計	101人	99人	99人	99人	104人
確保方策	登録児童数	101人	99人	99人	99人	104人
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

「放課後児童施設ひまわり」を拠点として、「放課後児童クラブ」（保護者が共働き家庭等の留守家庭等の1～3年生の小学生が対象）と「放課後子ども教室」（保護者の就労の有無に関係ない4年生以上の小学生が対象）をすでに開設している状況です。

(7) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

子育てに関する窓口としての役割や地域子育て支援拠点事業を実施している「子育て支援係」を担当窓口として位置づけし、さらに、乳幼児や妊婦健診の担当である保健福祉課母子保健係との連携を図る必要があることから、相互に連絡を図りながら対応します。

本計画期間中に「母子保健型」の事業展開を検討していきます。

(8) 子育て短期支援事業

ショートステイ及びトワイライトステイ事業があり、保護者が疾病等の理由により、児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

現状として対応可能な委託できる施設がないため実施していない事業ですが、近隣の町とも情報交換をしながら複数の自治体で実施可能かどうかも含めて検討していきます。

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動の連絡・調整を実施する事業です。

あえて会員という形式をとらずに、認定こども園様似町立幼児センターの子育支援係にて、日常的に子育て中の保護者の相談を受け、利用可能となる施設の調整を図っています。また、町立の施設等での利用が厳しいケースについては、町内にある民間の子育て支援グループの利用について情報提供を行っております。

(10) 時間外保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、認定こども園において通常保育時間（11時間）を超えて保育をし、さらには、日・祝祭日において保育を実施する「休日保育」を実施する事業です。

様似町においては、保護者のニーズに応え、最長で10時間30分の延長保育を実施しており、毎週土曜日の開園も実施しております。

(11) 病児・病後児保育事業

保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・認定こども園等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業です。

ニーズとしてはありますが、対応可能な事業所や委託先は近隣町にはない状況であり、単独での実施は困難と思われませんが、近隣町との広域での実施等の検討が必要です。

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく事業

1. 子どもの育つ力をのばす環境づくり

・児童発達支援

保健師が中核となり妊娠期からの健康管理によるハイリスク予防、乳幼児健診をはじめとした母子保健事業、子育て支援事業、認定こども園との連携により早期から対応を図り、子どもの育つ力、子どもを養育する家族の力を引き出す支援に努めていきます。

また、就学に向けて乳幼児期の子どもの育ちを小学校と共有していく場として様似町特別支援連携協議会の活用などに取り組んでいきます。

療育機関として隣町にある発達支援事業所「浦河町児童デイサービスセンターはまなす学園」、放課後等デイサービス「からし種」との連携に努めていきます。

・乳幼児健診等の充実

母子保健事業の1つである乳幼児健診は（当町では3～4カ月、6～7カ月、9～10カ月、12～13カ月、1歳6か月、3歳、5歳）乳幼児期に7回の健診案内を実施し、保護者とお子さんの発育、発達の確認をしていく場としてだけでなく、育児や家庭の相談などができるように個別で話すことができる機会を設けています。健診の待ち時間を利用して子育て支援係の「お出かけサロン」や対象に合わせた図書館の本を設置したり、6～7か月時には司書よりブックスタートの話をしたりと連携しながら取り組んでいきます。

健診の未受診者に対して後日、来所や訪問等で全数対応している状況ですので、今後も継続して取り組んでいきます。

・放課後等の居場所づくりの充実

子ども・子育て支援事業の「放課後児童クラブ」として親の就労等の留守家庭である小学1年生～3年生の児童に対して月～土まで放課後児童施設ひまわりにて実施しています。同時に小学4年生～6年生は登録制で児童クラブと同時に利用することができる「放課後子ども教室」開設しています。

しかし、保護者のアンケート調査結果にありますニーズとして求められているのは放課後児童施設以外に活用できる子どもの遊び場やイベント等です。

町内にある既存の施設等を活用して子どもたちが安心して集える場について関係部署との協議、検討が必要です。

2. 多様なライフスタイルの中で、子どもを産み育てる環境を支える地域づくり

・子ども医療費等助成事業

小児医療は北海道全域において医師確保が喫緊の課題です。町内には小児科を標榜としている医療機関はなく、隣町の総合病院を利用しなければならない状況です。

子育て家庭の経済的な負担軽減を目指して当町では0歳～18歳まで医療費の無償化を実施しています。また、感染症の予防や重症化の予防の観点より定期予防接種だけでなく、任意の予防接種でもありますインフルエンザについても全額助成（0歳～18歳）をしています。

・要保護児童対策地域協議会の充実

児童虐待防止対策について、様似町要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関と連携して取り組んでいる状況です。今後も支援者を広げていくことや児童相談所の助言を受けながら地域支援の体制を構築していくように取り組んでいきます。

・切れ目のない子育て支援の取り組み

これまで、妊産婦等へは、母子保健分野と子育て支援分野の両面から支援が実施されていますが、支援には多くの関係機関が関わることから、関係機関同士の十分な情報共有や連携が難しく、制度や機関により支援が分断されがちという課題がありました。

これらを踏まえ、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦等の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的として「子育て世代包括支援センター」を整備し、きめ細かな相談支援等を行うように市町村の努力義務として法定化しています。（平成28年）

また、改正児童福祉法第10条の2では市町村の努力義務として、「児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点(子ども家庭総合支援拠点)を整備していく」こととされました。

「子育て世代包括支援センター」はすべての妊産婦等に対し「母子保健サービス」および

「子育て支援サービス」を一体的に提供できるようマネジメントを行うのに対し、「子ども家庭総合支援拠点」はすべての子どもとその家庭および妊産婦の福祉についてソーシャルワークを中心とした機能を担うこととなります。両者は法律の根拠が異なりますが、その役割・機能は密接に関わっていることから、一体的に支援を実施していくことが求められています。

今後この2つのセンターの設置に関して検討していく必要があります。

第6章 教育・保育の一体的提供の推進

子ども・子育て新制度で目指すことの1つに「質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供できる仕組みづくり」があり、認定こども園の一層の普及が掲げられています。

様子町においては、平成22年4月より認定こども園（幼保連携型）の認定を受け、教育・保育の一体的な提供を行っているところです。

認定こども園様子町立幼児センターでは、小学校就学を意識した「もじ・かず」のワークブックの取り組みを平成30年度から取り入れ、子どもたちに文字や数字に興味を持たせるとともに、家庭に持ち帰り保護者も一緒に教育への関心を持っていただけるよう取り組んでいます。リトミック教室は、平成28年度から年長児を対象として取り組んでおり、「聴く・歌う」だけでなく「動き」を取り入れた表現として幼児期の発達に役立っており、発表会では縄跳びを取り入れた「リトミック体操」として発表しています。また、CIR（国際交流員）が日常的に年少児から年長児までのクラスに入る中で、英語に慣れ親しむ取り組みを行い、英語あそびや発表会では英語の歌を発表しています。また、地域の特色を生かした昆布干し体験や昆布加工場見学、田植え体験や「ジオ学習」を通じて町内の自然観察、学習などを町学芸員の指導協力のもとに実施しています。

また、幼・小の連携を推進しており、年長児の小学校施設見学や行事見学、小学校の先生との情報交換などを定期的に行い、スムーズな入学に繋がるよう取り組んでいます。

様子町は、認定こども園、小学校、中学校がそれぞれ1つずつという状況であり、学校を地域づくりの核として、地域住民の参画や地域の特色を生かした事業を展開するとともに、特色のある教育等を推進していくことでコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を導入した学校）の推進に取り組んでいます。

平成30年度より小学校、中学校合同の学校運営協議会を設置し、平成31年度（令和元年度）からは認定こども園も加え、幼・小・中での12年間の子どもの成長を支えていく体制を構築しています。